

## 児童扶養手当の現況届の提出は8月25日(木)まで

提出 問 子育て支援課児童家庭係(北別館1階) ☎72-2111内線474

1

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届を提出する必要があります。  
対象者には、8月初旬に案内を送付しますので、下記の要領で提出してください。  
現況届の提出がない場合、8月分以降の手当(12月支給分)を受けられなくなりますので、ご注意ください。  
※手続は、必ず本人が行ってください。面談を行うため、郵送や代理人による手続はできません

**提出期限** 8月25日(木) ※土日祝日を除く  
**時間** 午前9時～午後4時

※24日・25日は午後7時まで

- 必要書類**
- ①児童扶養手当現況届の通知
  - ②児童扶養手当証書
  - ③印鑑
  - ④本人確認書類(運転免許証など)
  - ⑤マイナンバーが確認できる書類(通知カードなど、親子および同居家族分)
  - ⑥年金手帳
  - ⑦健康保険証(親子分)
  - ⑧ひとり親家庭等医療証
  - ⑨平成28年度(平成27年分)所得証明書(平成28年1月2日以降の転入者のみ)
  - ⑩養育費に関する申告書
  - ⑪その他必要な書類(アパートなどの賃貸借契約書など)
- ※②⑧⑨は該当者のみ



## ひとり親家庭等医療証の更新手続は8月31日(水)まで

受付 問 国保年金課医療・年金係(本館1階) ☎72-2111内線422

2

現在利用中のひとり親家庭等医療証(オレンジ色)の有効期限は、9月30日(金)です。更新を希望する人は、下記期限内に手続を行ってください。

※手続は、必ず本人が行ってください。郵送や代理人による手続はできません

なお、ひとり親家庭等医療証で所得超過となった場合、小学生までのお子さんのみ、申請により「子ども医療証」を交付します。

**手続期限** 8月31日(水) ※土日祝日を除く  
**時間** 午前8時30分～午後5時

※時間中の来庁が難しい場合は、ご相談ください

- 必要書類**
- ①健康保険証(親子分)
  - ②ひとり親家庭等医療証(親子分)
  - ③児童扶養手当証書
  - ④障害者手帳など
  - ⑤遺族年金・障害年金などの証書
  - ⑥平成28年度(平成27年分)所得証明書または源泉徴収票  
(平成28年1月2日以降の転入者のみ)
  - ⑦その他必要な書類
- ※③～⑦は該当者のみ

親	福岡県ひとり親家庭等医療証		
	医療証		
有効期間	平成28年10月1日から 平成29年9月30日まで		
負担者番号	90400177		
受給者番号			
受住所	小都市		
姓	氏名		
生年月日	年 月 日		
一部自己負担金	入院時(1日当たり5,000円(1月7日現在)) 入院外(1日当たり5,000円)を限度 ※一部自己負担金を免除(免除を受けるには 申請する必要があります)		
発行機関名 及び印	COPY 福岡県 小都市		
交付年月日	平成28年10月1日		

更新後の医療証(見本)

## 特別児童扶養手当、特別障害者手当、 障害児福祉手当所得状況届の提出は9月12日(月)まで

提出 問 福祉課障がい者福祉係(東別館1階) ☎72-2111内線442

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当を受給している人は、所得状況届を次の期間内に提出してください。提出が遅れると手当が支給されなくなります。

※詳細は、8月初旬に対象者へ郵送でお知らせします

提出期間 **8月12日(金)～9月12日(月)**

※土日を除く

時間 午前8時30分～午後5時

### 必要書類

- ① 郵送されてきた通知文書
- ② 手当証書(特別児童扶養手当のみ)
- ③ 印鑑
- ④ 障害者手帳(交付を受けている人のみ)
- ⑤ 本人確認書類(運転免許証など)
- ⑥ マイナンバーが確認できる書類(通知カードなど、親子および扶養親族分)
- ⑦ その他必要な書類

## お盆期間(8月11日～16日)の業務のお知らせ

☒は休業日です。河北苑(葬斎場)は、この期間中、業務休業はありません。

また、開館中でも事務室は休業の場合があります

	11 (休祝)	12 (金)	13 (土)	14 (日)	15 (月)	16 (火)
市役所(72-2111)	☒		☒	☒		
ごみ収集(内線153)			☒	☒	☒	☒
し尿収集(内線153)			☒	☒	☒	
クリーンヒル宝満(内線153)			☒	☒	☒	
浄化槽洗浄(内線153)			☒	☒	☒	
コミュニティバス(内線142)	☒			☒		
おごおり情報プラザ(内線142)						
人権教育啓発センター(内線433)			☒	☒		
あすてらす(72-6666)						
満天の湯(あすてらす内)						
あすてらすサービスセンター			☒			
みくにサービスセンター			☒	☒	☒	
	11 (休祝)	12 (金)	13 (土)	14 (日)	15 (月)	16 (火)
教育センター(73-4044)	☒		☒	☒	☒	
生涯学習センター(73-2084)						
図書館(72-4319)					☒	
文化会館(72-3737)						
各校区公民館			☒	☒	☒	
のぞみがおか生楽館(75-6607)			☒	☒	☒	
小郡交流センター(72-2846)			☒	☒	☒	
運動公園(75-2373)						
体育館(内線555)						
古代体験館おごおり(75-7555)					☒	
シルバー人材センター(73-1881)	☒		☒	☒		

## 第10回特別弔慰金の 請求はお済みですか？

☎ 福祉課生活福祉係 ☎ 72-2111内線443

戦没者等の死亡当時のご遺族で、平成27年4月1日時点で公務扶助料や遺族年金等を受ける人がいない場合に、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

### 対象

次の順番による先順位のご遺族1人

- ①弔慰金の受給権者
  - ②戦没者等の子
  - ③戦没者等と生計関係を有しており、戦没者等と氏  
が同じ父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
  - ④③以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
  - ⑤①～④以外で、戦没者等の死亡時まで1年以上生  
計関係を有していた三親等内の親族
- ※いずれも、戦没者等の死亡時に生まれていたことが要件(戦没者等の子は胎児でも可)

**請求期限** 平成30年4月2日(月)

## 敬老祝い金(商品券)を 支給します

☎ 介護保険課高齢者サービス係  
☎ 72-2111内線454

長寿のお祝いとして、商品券(将軍藤小判)を次のとおり支給します。

**対象** 平成28年4月2日～平成29年4月1日に下表のいずれかの年齢に到達し、かつ平成28年4月1日～8月1日に引き続き小都市の住民基本台帳に登録された人

年齢	祝金額	生年月日
88歳	1万1千円分	昭和3年4月2日～ 昭和4年4月1日
100歳	3万3千円分	大正5年4月2日～ 大正6年4月1日

**支給方法** 8月上旬に、対象者の自宅などへ郵送

## 平和祈念の黙とうをお願いします

☎ 総務課総務係 ☎ 72-2111内線242

広島・長崎への原爆投下から71年がたちます。広島市では8月6日、長崎市では8月9日の原爆投下時刻に1分間の黙とうがささげられます。

市では、昭和59年12月に非核恒久平和都市宣言を行っており、毎年それぞれの原爆投下の日と8月15日の終戦の日に1分間の黙とうを呼び掛けています。

原爆死没者および戦没者の慰霊と世界恒久平和の確立を願い、下記の日時から1分間の黙とうをお願いします。

**日時** 8月6日(土)／午前8時15分  
9日(火)／午前11時2分  
15日(月)／正午

### 非核恒久平和都市宣言 全文

恒久平和は、人類共通の願いであり、核兵器廃絶は今や緊急の課題となっている。

わが国は唯一の核被爆国として、また、平和憲法の花からわれわれは、命の尊厳を強く認識し、核兵器廃絶を全世界に訴えとともにこの人類普遍の大義に向って、不断の努力を続けることが肝要である。

よって、小都市及び小郡市民は、「非核三原則(造らず・持たず・持ち込ませず)」が完全に実施されることを願い、核兵器完全禁止、軍縮、全世界の非核武装化にむけて努力する。



「非核恒久平和都市宣言」啓発看板